平成２２年（フ）第１３０４号
広島市安佐北区小河原町331番地
破産者　水田　栄一
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３号
福岡県久留米市山本町豊田1348番地３
破産者　別府　秀一
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８４号
福岡県久留米市山本町豊田1348番地３
破産者　別府　恵美
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３１５号
札幌市豊平区豊平５条２丁目２番２号　木村ビル３Ｆ
破産者　木村　　忠
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２７号
札幌市中央区南23条西９丁目１番38―106号
破産者　東海林真紀（旧姓深井）
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所第４部

平成２２年（フ）第６８９号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井2870番地105
破産者　武田　　久
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２８号
千葉県千葉市若葉区若松町414番地１　若松グリーンハイツＧ107号、開始決定時の住所千葉県東金市油井151番地80
破産者　デラ　ペニャ　ナンシー　ベラスクエス（旧通称木嶋ナンシー）
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第９６０号
神奈川県大和市上草柳３丁目７番13号、開始決定時の住所神奈川県大和市桜森１丁目10番６号
破産者　武藤　和裕
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９６号
横浜市金沢区大川７番４―516号
破産者　岡田　政和
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５６５号
横浜市南区中村町２丁目122番地10、開始決定時の住所横浜市南区中村町１丁目24番地の５
破産者　富永　行雄
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６３１号
横浜市南区中村町２丁目123番地の２
破産者　金城　信一
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８５号
横浜市金沢区大川７番４―516号
破産者　岡田　康子
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２７号
横浜市鶴見区馬場３丁目９番25号　カツキビル103
破産者　笹野　博之
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１３号
横浜市港北区日吉５丁目10番29―707号
破産者　中山　晃一
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８号
福井県あわら市北潟第19号８番地
破産者　竹島　　勇
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
福井県勝山市元町２丁目10番６号
破産者　中村　周治
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２１号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地洛西竹の里第４号棟第305号室、住民票上の前住所京都市北区上賀茂荒草町65番地、前住所京都市左京区岩倉幡枝町４－５－１
破産者　横田　正久
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３５号
京都市右京区西院追分町11番地３　サンライズ松原101号室、前住所京都市右京区西院西貝川町53番地の２
破産者　寺西　昭朗
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係